



小児歯科治療渡航費助成

久米島町外の医療機関で小児歯科治療を必要とされる方の渡航費（交通費含む）を一部助成することで、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

令和3年
9月より

対象となる方

- ・ 3歳から小学校卒業まで
- ・ 同行を必要とする保護者1名

助成額

- ・ 渡航費（交通費含む）1回につき
7,000円（同行者の場合 10,000円）
助成額に満たない場合は、実費助成

助成を受けるためには 【必要書類】

支給申請書に以下の書類を添えて、**診療月の翌月**に提出してください。

例えば、9月受診分は、10月以降にまとめて提出！

- ①治療費の領収証（『こども医療費助成受給者証』を利用した場合は治療費の**診療明細書**）
- ②交通費の領収証（※小児運賃還付、フェリー片道運賃還付対象分は写し）
- ③搭乗券または乗船証明書（※小児運賃還付、フェリー片道運賃還付対象分は写し）
- ④振込先のカードまたは通帳の写し

支給申請期限

- ・ 治療を受けた日から**1年以内**

振込について

- ・ 申請月の**翌月末**にお振込みします。

※提出書類に不備がある場合、確認のため、
2～3か月要することがあります。

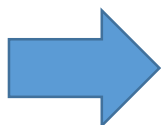
注意事項

- ・ 「保険適用外」の診療分や適切でない診療などがあった場合、助成対象外となります。
- ・ 『こども医療費助成受給者証』を利用した場合は、**忘れずに診療明細書を受け取ってください。**

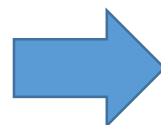
手続きの流れ

支給申請書の
提出

【必要書類】を
揃えて福祉課
窓口に提出



申請書類の審査



助成交付決定
届出口座に振込

お問合せ

久米島町福祉課 TEL : 098-985-7124

助成範囲について

令和5年1月1日受診分より、**虫歯治療のみ**助成対象となります。

定期検診やフッ素塗布、クリーニング、歯石除去などの予防歯科に該当するものは、助成対象外となりますのでご注意ください。

久米島町で実施している歯科検診について

久米島町では未就学児向けに**無料**で歯科検診を実施しています。
毎年、1月・5月・9月に実施している乳幼児健診に合わせて1歳～未就学児向けの歯科検診を行っています。

また、保育所(園)（6月・11月）、幼稚園・小学校（5月・10月）では年2回歯科検診を行っています。

久米島町・学校が実施している歯科検診を受診して口腔内のケアに努めましょう！！

提出書類について

※申請に関する様式及び添付書類台紙をホームページからダウンロードできるようになりました。

※ダウンロードができない方は、福祉課にて申請様式及び台紙を受け取ってください。

申請をする際は、**事前に以下のものを揃えて窓口へ提出**するようお願いします。

- ① 様式第1号・申請書（初回のみ）への記入が済んでいること。
- ② 様式第2号・請求書（2回目以降は請求書のみ）への記入が済んでいること。
- ③ 添付書類台紙に領収書や搭乗証明書などの貼付けが出来ていること。

交通費の添付書類において、①領収書及び②搭乗券又は搭乗証明書の原本又は写しの提出を忘れずをお願いします。

飛行機利用の場合、**eJALポイントやクーポンなどの利用があった場合は、助成対象外となります**ので、ご注意ください。

飛行機の領収書は、自動発券機又はカウンター発行のものを提出をお願いします。

インターネット発行の領収書の場合、適切な往來の確認や支払い手段が確認できない場合は、助成対象外となります。

提出方法について

商工観光課で小児運賃還付の手続きを済ませ、小児歯科治療渡航費助成の申請をお願いします。

① 小児運賃還付手続き
(商工観光課)



② 小児歯科治療渡航費助成申請
(福祉課)